

災害救助法による埋火葬費用の給付について

石巻市生活環境部環境課

1 給付の対象となる方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた石巻市民の方、又は、震災に関連して亡くなられた方で平成23年9月30日まで火葬された方のご遺族（ご遺族がない場合は埋火葬費用を負担された方）が対象となります。

※ 生活保護法による葬祭扶助を受け埋火葬を行っている場合を除きます。

2 給付の範囲

埋火葬に要した以下の経費を対象とします。

なお、ご遺族等により行われた葬儀に係る式典等に関する費用は対象となりませんのでご了承願います。

(1) 一般埋火葬費

上限額：201,000円（12歳以上）、160,800円（12歳未満）

- ・火葬費
- ・棺及び付属品（棺掛け、布団、仏衣、納体袋など）
- ・骨壺、骨箱等一式
- ・ご遺体搬送費用（石巻市内の火葬場を利用された方）

※1 火葬場使用料が既に免除されている場合はその費用（石巻市斎場の場合は、15歳以上11,000円、15歳未満8,400円）を差し引きます。

※2 棺については、遺体安置所において宮城県が支給したものを使用した場合は、その費用（83,820円）を差し引きます。

(2) 市外火葬場へのご遺体搬送費

（石巻市外の火葬場を利用された方に限ります。）

実費額相当分を支給します。

※ 石巻市外の火葬場を利用した場合の御遺体搬送費用は、ここに含まれます。

(3) ご遺体の納棺及び保管にかかった費用

- ・納棺費用

（ご遺体の納棺「清拭、化粧等を含みます。」にかかった経費）

実費額相当分を支給します。

- ・ご遺体の保管費用

（葬祭業者が行ったご遺体の保管経費、ドライアイス等の経費）

実費額相当分を支給します。

(4) 埋葬されたご遺体を掘起した費用（重機及び人件費等）

実費額相当分を支給します。

【給付額の計算例】

※1により火葬場使用料（15歳以上 11,000円）が免除され、※2により遺体安置所において宮城県が支給した棺を使用した場合

【基準額】

実際にかかった費用	棺代一式	骨ガメ一式	管内搬送費	火葬料（実費）	
				管内火葬料	管外火葬料
遺族支払い分	（遺族が調達） 0	（遺族が調達） 10,500	（遺族又は業者が搬送） 25,000	（徴収済未還付） 0	（徴収済未還付） 0

【特別基準】

実際にかかった費用	管外火葬場への搬送費（実費）	遺体安置（保管）		納棺費用（実費）
		保管料（実費）	ドライアイス	
遺族支払い分	（遺族又は業者が搬送） 0	（業者が保管） 52,500	（業者が調達） 42,000	（業者が納棺） 36,750

遺族への給付額

166,750

3 申請に必要な書類

- (1) 申請書（申請者は火葬費用等を負担された方となります。）
別添の記入例を参照のうえ、必要事項を記入してください。
なお、申請書は亡くなられた方1名につき1枚となります。
- (2) 火葬費用等の領収書（未払の場合は請求書）及び費用明細書
いずれも原本を提出してください。
- (3) 火葬場の使用料等の領収書（費用をお支払いの場合のみ）
原本を提出してください。
- (4) 委任状
給付金の振込先口座名義が、申請者と異なる場合には必要となります。
- (5) 給付金の振込先口座の銀行名、支店名、口座区別、口座番号がわかる預金通帳の写し又はキャッシュカードの表面の写し

4 申請手続き

- (1) **受付期限 平成24年3月30日（金）必着**
- (2) 同封の返信用封筒に申請に必要な書類を入れ、ご投かんください。
※ 直接申請される場合は、下記の窓口までお越しください。
なお、窓口での受付時間は、平日（土・日を除く。）の午前9時から午後5時までです。

5 給付までの流れ

- (1) 申請内容を審査のうえ、給付額を決定いたします。
なお、申請内容について、お問い合わせをすることがあります。
- (2) 給付額を決定後、決定通知書を送付します。
(提出いただいた領収書等を併せてお返しします。)
- (3) 給付金を申請のあった銀行口座に振り込みます。

担当及び連絡先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

石巻市生活環境部 環境課 埋火葬料給付担当（石巻市役所3階）

電話番号 0225-95-1111 内線 3366・3368・3369